和歌山県監査公表第14号

平成29年4月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知 があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次のとおり

平成29年6月13日

和歌山県監査委員 江 川 和 明 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う 和歌山県監査委員 濱 口 太 史 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

- 1 包括外部監査の特定事件 基金に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果(音見)に基づく措置

2 包括外部監査の結果(息見)に基づく指直	
監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
第4 各基金についての詳細	
【3】和歌山県福祉対策等基金(医務課所管	
分)	
2. 監査の結果及び意見	
(1) 基金残高について	

i) 積極的に基金を活用すべき

寄付金受領額に対し、事業への充当 額が少ないため、基金残高が急増してていく。 いる状況であり、寄付金受領額の多く を基金に積み立てることは、上述した 寄付者の意向に必ずしも従っていると はいえない。寄付者の意図に沿った事 業計画を策定し、基金を積極的に活用 すべきである。

寄付者の意図に沿った事業に積極的に活用し

- 【3】和歌山県福祉対策等基金(健康推進課所 管分)
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1)補助金申請者の金融資産と保険加入状 況の確認について
 - ③ 意見

③ 意見

i) 申請者の金融資産と保険加入状況に ついて、預金通帳等により確認を行う べき

当基金は、経済的な理由でがん先進

和歌山県がん先進医療支援事業補助金の補助 医療を受けられない県民を支援すると 要件については、申請手続前に、申請者又はそ

いう目的で個人による寄付が行われ、 設置されたものである。当該寄付者の|件に該当するか否かの確認を行っている。 意向を受けて、上記の通り、要綱第2 保険加入状況についても、申請時に保 険証券を確認することで確かめるべき である。

- 【3】和歌山県福祉対策等基金(財政課所管 分)
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 基金残高について
 - ③ 意見
 - i)基金残高の適正な水準を踏まえ、積 立・取崩の計画や条件を検討すべき

福祉分野においては、高齢化の影響 本基金残高が適正な水準であるかどう かについての検討が行われていない。 基金残高の適正な水準を踏まえ、今後 の積立・取崩の計画や条件を検討すべ 金残高で対応できるものと考えている。 きである。

- 【4】和歌山県地域振興基金(地域政策課所管 分)
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 現地調査の実施結果について
 - ③ 意見
 - i) 現地調査の結果を保管すべき

現地調査を行ったものについて 容が明確となるよう、調査項目を列

の家族に口頭による説明を十分に行い、補助要

今後は、特に、申請者の資産状況や保険加入 条において、保有資産の制限等を行っ、状況等についてより詳しく聞き取りを行い、そ ている。かかる趣旨からすれば、申請|れらの状況把握に努めるとともに、従前どお 者の資産状況について、誓約書のみの り、申請内容が事実と異なる場合には、和歌山 確認では不十分であるといえることか | 県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第 ら、申請者の預金通帳等を申請時に確 28 号) 第17条の規定に基づき補助金の交付の 認することで申請者の資産状況につい|決定を取り消すこととなる旨を説明した上で、 て確認すべきである。また、申請者の|誓約書を徴し、制度を公正に運営していく。

福祉分野においては、高齢化の影響もあり、 もあり、将来更に支出の増加が見込ま|今後更に支出の増加が見込まれているが、それ れているものの、その増加に対応して に対応するための消費税増税が、平成31年10 月に行われる予定である。平成29年度当初予算 においては、本基金の大幅な取崩しを避けるこ とができており、消費税増税までは、現在の基

> 中期行財政経営プランや増税後の本県の財政 状況を踏まえ、条件などを今後検討していく。

現地調査の実施に当たっては、チェックリス は、実際に現地に赴いて調査した内トを作成した上で、実施状況を確認する。

また、現地の写真を事業主体から受領し、調

挙したチェックリストを用いて事業 | 査結果として保管する。 の実施状況を確認することや、現地 の写真を入手して報告書に添付する など、現地調査結果を適切に保管す るべきである。

また現地調査を行っていないもの に関しては、市町村の検査調書のみ ならず、どのような検査が行われた のかを確認するとともに、現地の写 真等を受領するなど事業の実施状況 を確認し、関連資料を適切に保管す べきである。

- 【5】和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 基金残高の適正性の確認について
 - ③ 意見
 - i) 利用計画を作成し、計画的に基金を 活用すべき

基金残高の適正性が十分に確認でき ていない場合、基金として積立てる必 要のない資金が積立てられ、他の事業 保策として活用し、計画を立てた。 を使用できる資金が基金に拘束される 用されていない可能性が生じる。

基金残高が適正であることを示すた 積算などを行う。 め、起債の発行や補助金等の財源を考 て、また過剰に積み立てられている場」いく。 合には、条例で定められた整備経費へ の活用を十分検討する等、計画的かつ 有効に基金を活用すべきである。

- 【7】和歌山県災害救助基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 救助物資の現物確認について
 - ③ 意見
 - i) 定期的な救助物資の現物確認を実施 すべき

救助物資の保有数量や賞味期限切れ

中期行財政経営プランにおける収支見通し (平成29~33年度)において、本基金を財源確

なお、具体的には、「和歌山県公共施設等総 ことで、県が保有する資金が有効に活 合管理計画」の趣旨にのっとり、平成 29 年度以 降、施設の更新・修繕等の時期設定や所要額の

また、本基金の充当を予定している総合庁舎 慮した上で今後の利用計画を作成し、のリニューアル工事について、「個別施設計 不足している場合には計画的に積み立一画」を策定し、今後の基金利用計画を検討して

救助物資を保管している各振興局において、

確認を実施しなければ、災害時に計画 果を福祉保健総務課へ報告することとする。 通りの物資供給ができなくなる可能性 がある。

各振興局で作成している購入年度別 (賞味期限別) の救助物資の台帳をも とに、定期的 (例えば毎年度末) に現 物確認を実施し、数量の実在性及び賞 味期限切れのものがないかについて、 確認すべきである。

【13】和歌山県産業開発基金

- 2. 監査の結果及び意見
- (1) 要綱で規定されている事項の確認記録 について
 - ③ 意見
 - i) 要綱で規定されている事項の確認記 録及び判断結果を記録として残すべき 県は、当該要綱の規定により奨励金 当該要綱で規定する以外の優遇措置をることとする。 受けているどうかについて情報収集し た結果を記録として残すべきである。 また、他の優遇措置を講じていた場合 は、奨励金の交付の必要性の有無及び 金額を適切に決定した結果を記録とし て残すべきである。
- (2) 立地協定書に関する変更報告について
 - ③ 意見
 - i) 立地協定書に関する重要な報告を受 けた場合は書面等により記録を残すべ

あり、協定書と実際の事業計画との齟むる。 齬に関する報告は、奨励金の支給を判 断するための重要な報告である。この ため、重要な変更事項に関する報告事 項については、書面等により記録を残 すべきである。

のものが無いかについて定期的な現物 毎年度、現物確認を実施するとともに、その結

本奨励金以外の優遇措置の利用状況及び本奨 を受ける者が、国、県又は市町村から | 励金の交付の決定に係る経過等について記録す

立地協定書は、当該事業を行うに際 立地協定書に係る重要な変更事項に関する報 して事業者と県が締結しているもので「告事項があれば、書面等により記録することと

なお、本包括外部監査の過程におい て、上記立地協定書については既に修 正が行われている。

- 【14】和歌山県企業立地促進資金貸付基金
- 2. 監査の結果及び意見
 - (1) より活用しやすい制度設計について ③意見
 - i) より活用しやすい制度に変更し、基 金を有効に活用することを検討すべき 誘致企業にとって当該制度を利用す るメリットがなければ、本基金の存在 ていく。 意義はなく、基金が有効に活用されて いるとは言えない。また、約8億円 (預託金を除く) もの資金が基金とし て放置される状況は、県民が負担した 税金が長期間にわたった有効活用され ていない状況と言わざるを得ない。

以上を踏まえ、貸付利率の見直し等 により誘致企業が利用しやすい制度に 変更する等、基金が有効に活用される 仕組みを検討されたい。

- 【15】和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基 金
- 2. 監査の結果及び意見
 - (1)「水土里のむら機能創出支援事業」に係 る業者選定について
 - ③ 意見
 - i) 1者からの見積もりによる随意契約 ではなく、プロポーザル方式で複数の 業者からの提案を募り、適切に選考し たうえで、契約相手方を決定すべき

いて改善を続け、前述の研究会報告書 先の選定を行う。 に取り上げられる事業に成長させた点 は特筆すべきである。しかし、ワーク ショップ等の新たな手法がないか、ま た現状の契約金額が妥当かどうか、に ついては他者からも提案を受け付ける べきであり、上記①に記載の理由をも

貸付利率の見直し等、取扱金融機関と検討し

これまで、委託先と事業の手法につ| 業者の選定は、プロポーザル方式により委託

って、他の事業者を排して随意契約と することは適当とはいえない。

よって、様々な団体による提案を受 け、新たな発想を取り入れることがで きるようにするため、1者見積もりに よる随意契約ではなく、プロポーザル 方式を導入し、より良い発想、手法を 合理的な金額で提示する委託先を選定 できるようにすることが望ましい。

【18】青少年文庫基金

- 2. 監査の結果及び意見
- (1) 基金の目的と現状の利用状況について
 - ③ 意見
 - i) 基金を有効に活用するため、基金を 取崩して使用することを検討すべき

本基金は寄付者及びその遺族の意向 ある。しかし、効果的かつ効率的に基1用していく。 金を活用するため、寄付者の遺族の同 意を得た上で、運用収入に加え基金自 体の取崩しを行うことを検討すべきで ある。

なお、本包括外部監査によるヒアリ ングの後、県は遺族と交渉し、取崩に 関する同意が得られたことから、平成 29 年度から本基金の取崩しを行うとの ことである。

【19】和歌山県農業構造改革支援基金

- 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 基金の活用について
 - ③ 意見
 - i) 基金のさらなる有効活用を行うとと もに、県がより利用しやすい制度設計 となるよう国への働きかけを行うべき

利用見込みの少ない多額の資金が基 金事業は、農地中間管理機構(和歌山│ついて、農地中間管理機構と協議するととも

寄付者の遺族の同意を得たので、平成 29 年度 に従い、現在は運用収入のみを財源とより利息分だけでなく定額を取り崩すことと した事業を実施せざるを得ない状況でし、今後は、より効果的かつ効率的に基金を活

果樹園の中間管理や業務委託先の拡大、PR 金に拘束されている場合、資金が有効 の強化など農地中間管理事業の実績アップ及び に活用されているとは言い難い。本基 基金の更なる有効活用につながる取組の実施に 力金の交付等、国の制度に基づいて基め見直しを国へ働きかける。 金事業を実施するものであるが、補助 先である農地中間管理機構(和歌山県 農業公社)と協議しながら、基金の目 的達成が見込める事業を積極的に検討 し、基金のさらなる有効活用を行うべ きである。

また、国の制度設計の見直しに向け て、果樹産地の特性を考慮した制度設 計となるよう、引き続き、同様の状況 下にある他県と連携し、国に働きかけ を実施していくことが望まれる。

- 【20】和歌山県中核産業人材確保強化基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 交付対象者の認定プロセスについて
 - ③ 意見
 - i) 交付対象者の認定プロセスについて 明確に基準を設定すべき

現状の交付対象者の認定プロセスに 定されておらず、採点官の主観により と判断される可能性がある。

材を交付対象者として認定できるより明確に設定した。 う、選抜方法の面接、書類審査、作文 に関して、それぞれ採点基準及び配点 等を明確に設定すべきである。

- 【21】和歌山県土地開発基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 基金のあり方について
 - ③ 意見
 - i)条例改正を含め新行財政改革プラン との整合性を検討すべき 本基金の目的は「土地の先行取得」

県農業公社) への経費補助や、機構へ に、機構集積協力金の見直しや担い手支援の充 の農地集積に協力してくれた方への協 | 実など、果樹産地の実態を考慮した制度設計へ

採点官の主観性を排除し、公平に交付対象者 おいては、客観性のある採点基準が設|を認定するため、平成28年10月3日付けで、 「和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学 人材が選抜され、公平性に欠けている。金返還に係る助成金交付対象者の認定につい て」、「作文審査基準」及び「面接審査基準」 このため、採点官の主観性を排除する を制定し、認定の手順並びに面接及び作文につ とともに公平で制度の目的に沿った人いて審査方法、審査基準、審査項目及び配点を

本基金により県の保証債務を弁済すべき事態 と条例で定められているが、新行財政が生じた場合には、条例改正を検討していく。

改革プランでは「県の保証債務を弁済 する事態への臨時特例の備えとする余 地があることから、引き続き残してお く必要がある」と県は主張している。 本基金を新行財政改革プランに沿っ た基金と位置付けるのであれば、本基 金の条例改正を行う必要がある。

- 【22】和歌山県地域環境保全基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 地域環境保全基金の残高について
 - ③意見
 - i)和歌山環境保全公社からの寄付金残 高8億2千万円に関して、将来的な利 用計画の検討を進め、基金が有効に活 用できるように検討を行うべき

上述のとおり、和歌山環境保全公社 画を策定していない状況である。

県は、基金の設置目的に照らし、将 来的な利用計画の検討を進め、基金を 有効に活用すべきである。

- 【24】和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減 価償却基金
 - 2. 監査の結果及び意見
 - (1) 更新投資計画の作成ついて
 - ③ 意見
 - i) 更新投資計画を策定し、基金を計画 的に積立て・取崩しを行うべき

現状において、上屋施設の具体的な ている。具体的な計画がないままに基 金を積立て、取崩しを行うのではな く、財源を勘案して統廃合も視野にい れた施設の更新投資計画を作成し、具 体的な更新時期、事業費、財源等を明 確にして、基金の積立て・取崩しを行 うべきである。

【25】和歌山下津港環境整備等基金

和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2 からの寄付金残高8億2千万円につい 千万円に関して、他の環境保全関連施設整備へ ては、現時点において具体的な利用計の充当を検討することとした(中期行財政経営 プランに記載)。

県営港湾施設管理特別会計中期経営計画(第 更新時期、事業費、財源が未定となっ | 四期) において、基金の利用計画を策定する。

2. 監査の結果及び意見

- (1) 基金の利用計画について
 - ③ 意見
 - i) 基金の利用計画を作成すべき

現状、本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されていない状況では、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくか、基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。

また、本基金は、今後数年は休眠状態が見込まれるため、県民へ状況を説明するために、基金の状況及び今度の利用計画を県営港湾施設管理特別会計の中期経営計画等で開示することが望ましい。

現状、本基金は休眠状態となってお り、今後の利用計画が策定されていな 四期)において、基金の利用計画を策定する。